



就学援助対象費目が拡大 でも…予算計上はこれから

生活保護やそれに準ずる小中学生の、義務教育にかかる費用の一部を給付する就学援助制度。当市では9%（09年度）の児童・生徒が給付を受けています。今年1月、文科省は対象費目を3つ追加しましたが、尾張旭市の対応は進んでいません。早期の対応が望まれます。



10年4月から、要保護児童生徒の就学援助費の対象費目が拡大しました。文科省は10年1月29日に開いた会議で、新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、要保護児童生徒の就学援助費の国庫補助対象としました。

その理由に、新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置付けられたなどをあげています。また文科省は、準要保護児童生徒の就学援助費についても、拡大した対象費目が一般財源化されているとしています。

行ったところ、就学援助の費目が増えたことは、課内で話題にのぼったものの予算計上はされていない。詳細を県に問い合わせても、国が何も言っていないので、不明との返答だった。と、さえない返事が返ってきました。

今回の費目拡大は、文科省が理由としてあげているように、部活動の位置づけが変わったことによるところが大きく、眼目はクラブ活動費にあるように思えます。

文科省の資料によれば、積算単価は下枠のとおりで、PTA会費については、例えば、本市の小中学校

のそれは範囲内に収まります。（生徒会費は集めていないそうです。）

難しいのは部活動費ですが、市は担当課内で話をとどめているだけで、部活動顧問や保護者からの意見聴取をしていますが、支給する姿勢になっ

ているのか疑問を感じます。

党市議団は、これまで保護者に周知徹底をはかること、準要保護の所得基準（対象）を広げるように求め、成果もあげています。

就学援助制度とは

就学援助制度は、憲法第26条（「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」）を保障することを目的とした制度である。生活保護世帯の小中学生（要保護者数）は、教育扶助によって義務教育に関する学校給食費、通学用品費、学用品費が補助されている。就学援助制度はこれらの生活保護世帯に対して、教育扶助の対象にならない修学旅行費等を支給している。それに加えて、生活保護に準ずる程度に困窮している小中学生（準要保護者）に対して、学校給食費や通学用品費、学用品費、修学旅行費といった義務教育に掛かる費用の一部を給付している。

（参議院作成資料から抜粋）

文科省の積算単価

クラブ活動費	2550円（小学校）
	2万6500円（中学校）
PTA会費	3040円（小）
	3960円（中）
生徒会費	4350円（小）
	4940円（中）



尾張旭市の就学援助受給者数の推移

	小学校					中学校					市内小中	全国小中
	要保護	準要保護	生徒数	率	準要保護率	要保護	準要保護	生徒数	率	準要保護率	率	率
H9 1997年度	3	157	4555	3.51%	3.45%	5	89	2369	3.97%	3.76%	3.67%	6.60%
H10 1998年度	4	181	4543	4.07%	3.98%	8	113	2317	5.22%	4.88%	4.46%	7.20%
H11 1999年度	1	177	4539	3.92%	3.90%	2	115	2280	5.13%	5.04%	4.33%	7.90%
H12 2000年度	7	173	4525	3.98%	3.82%	4	109	2220	5.09%	4.91%	4.34%	8.80%
H13 2001年度	5	229	4638	5.05%	4.94%	4	115	2154	5.52%	5.34%	5.20%	9.70%
H14 2002年度	3	252	4624	5.51%	5.45%	3	135	2179	6.33%	6.20%	5.78%	10.70%
H15 2003年度	4	322	4664	6.99%	6.90%	2	160	2140	7.57%	7.48%	7.17%	11.90%
H16 2004年度	2	348	4751	7.37%	7.32%	1	184	2123	8.71%	8.67%	7.78%	12.80%
H17 2005年度	4	383	4848	7.98%	7.90%	1	196	2142	9.20%	9.15%	8.35%	13.20%
H18 2006年度	4	390	4969	7.93%	7.85%	4	226	2162	10.64%	10.45%	8.75%	13.60%
H19 2007年度	1	386	4990	7.76%	7.74%	2	222	2230	10.04%	9.96%	8.46%	13.70%
H20 2008年度	3	430	5129	8.44%	8.38%	3	212	2185	9.84%	9.70%	8.86%	13.90%
H21 2009年度	3	439	5201	8.50%	8.44%	2	224	2219	10.18%	10.09%	9.00%	

※要保護・準用保護については、市決算書成果報告書より。

※生徒数については、尾張旭市の統計より、各年度5月1日現在の数。

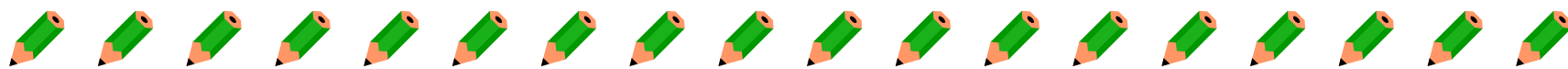
※全国の率は、参議院調査室作成資料、

経済のプリズム、第78号(平成22年4月)「就学援助制度の一般財源化—地域別データを用いた影響分析—」より。

※2009年の要保護・重要保護の数値は、担当課への聞き取りによる。

★尾張旭市は2003年度、準用保護の所得基準を生活保護の1.1倍から1.25倍に引き上げ。

★2005年度、三位一体改革で準用保護予算を国の補助金から一般財源化し交付税措置。



上の表は、尾張旭市の就学援助受給者数などを、経年でまとめた資料で、要保護・準要保護率を全国比較できるようにしました。(右端)

参議院調査室で、自民党・公明党時代の三位一体改革により就学援助の国庫負担が半額補助から交付税措置(一般財源化)に変更された影響を調査しており、その結論部分を引用すると、

「第一に、準要保護率の高い地域は、東京・大阪の大都市圏の市区と、地方の小規模な町村に集中していることが分かる。前者は行財政規模が一定水準を超えているため多くの準要保護者に対応できている、後者は実際に就学援助を要する小中学生が多いものと推察される。また準要保護率の低い地域を見ると、ほぼ全てが非常に小規模な町村で構成されており、行財政規模が就学援助制度の運用に影響を与えているものと考えられる。」

系列比較すると、分布の裾が厚くなっていることが確認された。また一般財源化後は、準要保護率0%の地域がほぼ倍増しており、国庫補助制度の廃止によって、事実上、準要保護者に対する就学援助給付を停止してしまった自治体が増加している。このことは要保護率の分布の時系列推移と比較すると、よりいっそう明らかとなる。

今後、地方分権は大きな政策課題のひとつとして位置づけられるものと考えられるが、日本の地方政府を取り巻く状況の特殊性について、十分な配慮を行っていくことが必要である。」

「第二に、就学援助制度の一般財源化は、市区町村別の運用格差を拡大させた可能性が高い。準要保護率の分布を時

第三に、経済分析の結果から、就学援助制度の一般財源化は市区町村の就学援助給付を引き下げた可能性が高いと考えられる。また、一般財源化によって、就学援助制度の運用に対して財政力が及ぼす影響が強まっているものと考えられる。」

尾張旭市は、表からもわかるとおり、国からの財源が一般財源化されても、就学援助の施策を後退させることなく(準用保護率の推移から言える)実施してはいますが、準要保護率上位20市区町村の平均値は約32%(06年度)で、当市の3倍程度となっており、これは、尾張旭市が03年度に改善した所得基準が、まだ低いのではないかと考えられます。一般的に若い親のほうから、小学校での率が中学のそれより低いことは、実際に困窮している家庭を捕捉しきれていない可能性を示していると思われる。

「他の先進国と比較して日本の地方政府は生活保護や健康保険、介護保険など再分配的歳出規模が大きくなっているが、そういった状況を無視した地方分権の推進は、地方政府の再分配的歳出を抑制させる可能性が高く、本稿の分析結果はそれが現出している可能性を示している。」

「他の先進国と比較して日本の地方政府は生活保護や健康保険、介護保険など再分配的歳出規模が大きくなっているが、そういった状況を無視した地方分権の推進は、地方政府の再分配的歳出を抑制させる可能性が高く、本稿の分析結果はそれが現出している可能性を示している。」